

東庄町地域おこし協力隊員募集要項

1. 募集の目的

東庄町では、シティプロモーション分野で地域の課題を解決するための多様な取り組みに挑戦する人材を求めています。地域に新しい風を吹き込み、住民と協力しながらまちの未来をつくることで、地域の活力を高め、持続可能な地域社会の構築を目的にします。

2. 東庄町の概要

東庄町は千葉県の北東部に位置し、利根川の河口付近に所在します。利根川の対岸には鹿島臨海工業地域が、そして、南西に成田空港を控えた地域です。豊かな自然が残され、農業を基幹産業とする町です。古くから稲作が盛んで、江戸時代には米作りと醤油の醸造で栄えていました。基幹産業である農畜産業では、コカブや苺、養豚が盛んです。

3. 求める人物像および活動内容

教育活動(中学生等)に理解があり、相手の成長に寄り添って伴走ができ、現場運営も厭わず、自ら手を動かして物事を形にできる方。

公的発信に求められる責任感と高いコンプライアンス意識を持ち、誠実に周囲と協働できる方。

活動内容については、以下の業務を想定しています。

- (1)町公式 YouTube の運営(企画・動画撮影/編集・発信)
- (2)中学校の放送部を地域移行部活動として設立・運用支援
- (3)フィルムコミッション機能の整備・運用
- (4)東庄町ドローンパーク内の鉄道模型施設の運用・情報発信
- (5)小中学生向けカルチャースクールの企画・実施

4. 応募条件

次に掲げる(1)～(6)の要件をすべて満たすこと

(1)地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない者

(2)次のいずれかに該当する者

ア 3大都市圏をはじめとする都市地域等(地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に規定する3大都市圏をはじめとする都市地域等をいう。)に現に住所を有する者(既に東庄町に定住・定着している者については、原則として含まない。)

イ 他の地方自治体において地域おこし協力隊員として2年以上活動した経験があり、その解嘱から1年以内の者

ウ 他の地方自治体において語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として2年以上活動した経験があり、活動終了から1年以内の者

(4)委嘱される前の1年間に東庄町内に住所を定めていない者で、委嘱後に東庄町へ住民票を異動し住居することができる者

(5)協力隊活動終了時に本町で定住・就業(就農・起業を含む)する意向を持っている者

(6)普通自動車運転免許を取得している者

(7)Excel・word 等のパソコン作業及び SNS 等を用いる情報発信に必要な一般的な操作ができる者
勤務条件・福利厚生

待遇	内容
募集人数	1名
任用形態	東庄町と隊員との間で業務委託契約を締結させていただきます。
委嘱期間	委嘱の日から令和9年3月31日まで ・年度途中の委嘱があった場合でも委嘱期間は令和9年3月31日までとなります。 ・活動状況や実績等を勘案のうえ、委嘱期間の延長(最長3年まで)があります。
報酬	月額291,000円以内
勤務時間	月160時間(1日当たり7時間45分、月20日活動)を想定しています。
住居	民間の賃貸住宅等を隊員自身で契約していただきます。なお、月額50,000円を限度に町が家賃を補助します。 ※敷金、礼金、光熱水費等については、隊員の自己負担となります。
福利厚生	町と業務委託契約を締結し、隊員を個人事業主とみなすため、健康保険と国民年金は各自の負担となります。
活動に関する資金	・交通費 町内の移動には、自動車や自動二輪車が不可欠です。活動には隊員の自家用車等を使用していただきます。なお、燃料費として月額15,000円を限度に町が補助します。 ・通信費 活動に使用するパソコンや携帯電話は隊員自身で用意していただきます。なお、通信費として月額5,000円を限度に町が補助します。 ・その他の活動費 隊員の活動や研修に関する費用について、東庄町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で補助します。
兼業	地域おこし協力隊の活動に支障のない範囲内で可能です。 ※隊員卒業後に東庄町で仕事をしながら定住できるように町も積極的に支援します。

5. 応募・選考方法

(1) 応募

「東庄町地域おこし協力隊応募用紙」に必要事項を記入し、提出書類を揃えて郵送、持参または電子メールにより提出してください。

・受付期間 4月23日(木)～6月1日(月)

※郵送の場合、当日消印有効

※持参の場合、月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分から午後5時00分までの間に提出をお願いします。

・提出先 〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い 4713-131

東庄町役場 総務課 企画財政係 kikaku@town.tohnosho.lg.jp

・提出書類

東庄町地域おこし協力隊応募用紙
住民票の写し
普通自動車運転免許証の写し(表・裏)

(2)選考方法

選考は1次審査(書類)、2次審査(面接)によって行います。

区分	審査方法・通知方法
第1次審査	【書類審査】 提出された書類を審査し、選考結果を電子メール及び郵送により応募者全員にお知らせします。
第2次審査	【面接審査】 第1次審査を通過した方に対して、個人面接を行います。なお、面接日等については、第1次審査合格者に電子メール及び郵送によりお知らせします。
委嘱の決定	第2次審査者全員に対して、電子メール及び郵送で合否をお知らせします。

(3)先輩地域おこし協力隊との交流(任意)

選考期間中(1次審査から2次審査の間)に、希望者を対象として、活動理解を深めていただくための先輩地域おこし協力隊との交流プログラムを実施予定です。

参加は任意で、不参加の場合でも選考結果に影響はありません。

プログラム	内容
現地ツアー	先輩隊員の案内により、活動拠点や町内の環境をご確認いただけます。実施日程等は、対象者へ別途ご案内します。 ※現地ツアーに係る交通費の取扱い等は、対象者へ別途お知らせします。
ヒアリング	活動イメージや生活面の疑問点等について、先輩隊員にご相談いただけます。日時・方法は別途ご案内します。

6.その他

応募や活動内容について不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

東庄町総務課企画財政係

住所 〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い 4713-131

電話 0478-86-6084(直通)

Email kikaku@town.tohnosho.lg.jp